

労災保険からのお知らせです

あなたは通院費を請求していませんか？

労災の通院費の支給対象が変更になりました
この機会にぜひ確認してください！

支給対象となる通院は、住居地又は勤務地から、原則、片道2km以上（※1）の通院で
あって、次の①から③のいずれかに該当するものです。

- ① 同一市町村内の適切な医療機関（※2）へ通院したとき
- ② 同一市町村内に適切な医療機関がないため、隣接する市町村内の医療機関へ通院したとき
(同一市町村内に適切な医療機関があつても、隣接する市町村内の医療機関の方が通院しやすいとき等も含
められます。)
- ③ 同一市町村及び隣接する市町村内に適切な医療機関がないため、それらの市町村を超えた最寄りの医療機
関へ通院したとき

※1 片道2km未満の通院であつても、通院費の支給対象となる場合があります。
※2 適切な医療機関とは、傷病の診療に適した医療機関をいいます。

この取扱いは、平成20年11月1日以降の通院から適用になります。
詳細につきましては、最寄りの労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。